

7土第265号
令和7年9月30日

各建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

令和7年度「建設業取引適正化推進期間」の実施について

建設業における取引の適正化については、従来から建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正な運用と法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発展を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成22年度から毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、また令和2年度からは毎年10月から12月までの3か月間を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を集中的に行ってきましたところです。

今年度についても、引き続き同期間において、建設業の法令遵守に向けた活動を幅広く実施することとしましたので、通知します。

貴団体におかれましても、上記趣旨に鑑み、推進期間における取引の適正化の確保に向け、積極的な取組を実施いただきますとともに、講習会への参加など、国土交通省及び県の取組に御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴団体会員に対しても、推進期間の実施について周知していただきますよう、併せてお願いいたします。

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話：089-912-2643（係直通）
e-mail：dobokukanri@pref.ehime.lg.jp